

令和8年度

資源循環分野の脱炭素化促進事業

実現可能性調査（FS）

公募要領

本事業は、アジア諸国等海外において実施する、廃棄物発電、有機廃棄物のメタン発酵、廃棄物の燃料化等のエネルギー起源 CO2 削減に資する廃棄物処理・リサイクル関係事業に対する実現可能性調査等の支援を行うものです。

令和8年4月

公益財団法人 廃棄物・3R 研究財団

公益財団法人廃棄物・3R 研究財団（以下「当財団」という。）は、環境省から令和8年度資源循環分野の脱炭素化促進事業（以下「本事業」という。）の交付決定を受け、補助事業者として本事業の要件に適合する事業の選定、進捗管理、精算等に関する業務を行います。

本補助金の概要、本事業の対象、応募方法及びその他の留意点は、本公募要領に明記しております。

なお、本事業に採択された事業者（以下「間接補助事業者」という。）は資源循環分野の脱炭素化促進事業交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただきます。

【応募に関する情報（応募方法）について】

応募申請については補助金申請システム「jGrants」にて行うこととなりました。別紙申請様式に従い当該必要書類を作成の上、提出してください。

jGrants では、電子的に申請を受け付けるとともに、申請に対する事務局からの通知等も、原則として jGrants で行います。jGrants を利用するには、G ビズ ID プライムの取得が必要です。

G ビズ ID プライムの取得には、オンライン審査と書類審査があり、書類審査では取得まで2週間程度かかる場合があります。スマートフォンとマイナンバーカードを用いたオンライン審査は最短即日での G ビズ ID プライムの取得が可能ですので、特に公募締め切りが近い場合はオンライン審査を活用することを推奨します。

詳しくは以下 G ビズ ID に関するホームページ及び資料をご参照ください。

・ G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

・ G ビズ ID クイックマニュアル

[QuickManual_Prime_online.pdf](#)

● 本事業を応募される皆様へ

本事業は、国庫補助金である公的資金を財源としているため、適正な執行が強く求められています。当財団は補助事業者として補助金に係る不正行為に対し、厳正に対処します。

従って、本事業の応募申請及び交付を受ける事業者は、以下の点及び本公募要領の「本事業における留意事項」を十分に確認の上、応募申請をお願いいたします。

1. 応募者が当財団に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。
2. 当財団から補助金の交付決定を通知する以前に発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について当財団の承認を受けなければなりません。なお、当財団は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. 本事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて状況確認及び現地調査等を実施します。
5. 本事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還いただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科すこととなります。

- ・ 本事業開始は、交付決定日以降（交付決定日を含む）となります。
- ・ 本事業完了後も事業報告書（二酸化炭素削減量の把握等）の提出や適正な財産管理、補助金を活用した事業であることの表示などが必要です。
- ・ 本事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、予め当財団に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、当財団より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の取り消しや、それに伴う補助金の返還を命ずることがあります。

目次

1. 事業の概要	1
(1) 目的	1
(2) 用語の定義	1
(3) 事業の要件	1
(4) 事業者の要件	1
(5) 補助対象経費	2
(6) 補助金の交付額	3
(7) 事業実施後の要件	3
(8) 事業期間	3
2. 公募申請	4
(1) 公募予算額	4
(2) 公募期間	4
(3) 応募書類	4
(4) 提出方法	4
(5) 虚偽の応募に対する措置	4
(6) 公募説明会	5
(7) 質問や問い合わせ	5
3. 事業の選定	6
(1) 審査の流れ	6
(2) 審査項目	6
(3) 審査結果の通知	6
4. 補助金の交付	7
(1) 交付申請	7
(2) 交付決定	7
(3) 事業の開始	7
5. 完了実績の報告・補助金の支払い	8
(1) 補助金の経理	8
(2) 状況報告	8
(3) エネルギー起源 CO ₂ を含む温室効果ガス排出削減量の把握	8
(4) 完了実績の報告及び書類審査	9
(5) 補助金の支払い	9
(6) 取得財産の管理	9
(7) 会計検査院による実地検査	9
(8) その他	9
● 事業における留意事項	10
別添 1 対象経費の区分等	11
別添 2 評価基準表	12

1. 事業の概要

(1) 目的

経済成長や人口増加に伴い、世界規模で廃棄物の発生量が増加し、その質も多様化していることから、適正な廃棄物処理が世界的な課題になっています。この傾向は、経済成長が著しいアジアをはじめとした途上国で顕著であり、廃棄物の急増・多様化に加え、廃棄物処理体制も未整備・未成熟であることから、廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染が懸念されています。例えば、新興国においては、経済発展や都市の発展の一方で、廃家電等の実効的なリサイクル制度が運用されておらず、野焼き等による環境汚染、健康被害、資源損失が発生しています。

一方、我が国は、これまで廃棄物処理やリサイクルに係る社会的要請に応じるため、廃棄物処理・リサイクルに関する技術を向上させてきました。その結果、我が国の廃棄物処理・リサイクル関連産業は環境保全・資源循環において先進的な技術を有しています。本事業は、エネルギー起源 CO₂ の排出削減に資する廃棄物処理・リサイクル関係事業の国際展開を促進し、もって地球環境保全に資することを目的にしています。

(2) 用語の定義

「循環産業」：廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分に関する廃棄物処理・リサイクルに係る産業

(3) 事業の要件

① 対象事業

次のア) 又はイ) に該当する事業であって、数年以内に事業開始を計画しているもの。

ア) 海外において実施される廃棄物等の収集・運搬事業、中間処理事業、リサイクル事業、最終処分事業（直接エネルギー起源 CO₂ が削減されるものに限る。）

イ) 海外において、アの事業を実施する行政や事業者からの委託を受け、これに必要な施設を建設する事業（直接エネルギー起源 CO₂ が削減されるものに限る。）

② 対象国及び地域の要件

対象国及び地域は、ア) JCM パートナー国、イ) AZEC パートナー国を優先とし、ウ) に該当する国及び地域は劣後とします。

ア) JCM パートナー国：2025 年 8 月時点で 31 か国。詳細は下記リンクを参照。

<https://gec.jp/jcm/jp/about/>

イ) AZEC パートナー国：11 カ国（豪州、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）。詳細は下記リンクを参照。

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/azec.html

ウ) 環境協力全般又は廃棄物分野の協力覚書の締結国又は地域及び二国間協力実施国

アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、カンボジア、クウェート、シンガポール、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、モザンビーク、モンゴル、ブラジル、ウズベキスタン、カザフスタン、オマーン、バングラデシュ、バヌアツ、台湾、ラオス

(4) 事業者の要件

事業者は、以下の①～③の要件をすべて満たす者とします。

① 次のア) 又はイ) に該当する民間法人であること。

ア) 我が国に本社又は主たる事務所を置いている法人であって、海外に本社又は主たる事務所を置いている法人の子会社でない法人

- イ) 上記①ア) の法人の子会社であって、海外に本社又は主たる事務所を置いている法人
- ② 次のア) 又はイ) に該当すること。
- ア) 対象となる海外展開事業計画において、自らが事業遂行の中心的な役割を果たす事業者
(共同実施の場合(※)には、代表事業者及び共同事業者を指す。)
- イ) 上記②ア) の者を含む地方自治体やその他の共同事業者からなるコンソーシアム
- ③ 次のア) からウ) のいずれかに該当すること。
- ア) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」において、いずれか1つの項目が申請書提出までに「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者
- イ) 自治体における廃棄物処理に係る調達業務への入札参加資格を取得している者
- ウ) 自治体における一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を取得している者
- ※ 二者以上の事業者より事業を共同実施する場合には、その代表者を交付の対象とし、代表者を「代表事業者」、それ以外の事業者を「共同事業者」と称する。

(5) 補助対象経費

事業の実施に直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、本事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

① 人件費

業務費(旅費、諸謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、試験分析費、補助員人件費、外注費、委託費)

なお、次の経費については、補助対象外とします。

- WEBサイトの開設、通信回線の付設など事業者の事業基盤を整備するための経費
- パソコン、プリンタ、スキャナ等を含む機械・器具等の購入費用
- 消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額)(消費税法第9条第1項に該当する免税事業者等はこの限りでない。)
- クレジットの購入費用(手数料等含む。)

※ 事業の経費が補助対象となるかについては、「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」を下記リンクよりご確認ください。

<https://www.env.go.jp/content/900486777.pdf>

(6) 補助金の交付額

交付額の総額は令和8年度当初予算に計上された額（約4.4千万円）とし、交付額は本事業の進捗状況や申請内容に応じて決定します。また、交付額は、補助対象経費の1/2（中小企業（※）にあっては、2/3）以内とし、補助対象経費から寄付金その他の収入を差し引いた額が補助対象経費の1/2（中小企業にあっては2/3）より小さい場合にはその額とします。

※ 中小企業法（昭和38年法律154号）が規定する中小企業

(7) 事業実施後の要件

本事業終了後も、毎年度、当財団及び環境省へ廃棄物処理・リサイクル関係事業の実現に向けた進捗状況（CO2削減効果等含む）を報告する必要がある、これに応じられることを要件とします。

(8) 事業期間

本事業の実施期間は交付決定日から令和9年2月末までとします。また、本事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は本事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日に完了実績報告書の提出が必要となります。

2. 公募申請

(1) 公募予算額

本事業の予算額は約 4.4 千万円となります。採択の上限件数は設けず、予算がなくなり次第公募は終了となります。

(2) 公募期間

令和 8 年 4 月 14 日（火）から令和 8 年 11 月 30 日（月）17 時必着とします。

※ 令和 8 年 5 月 15 日（金）17 時までを一次公募の〆切とし、一次公募の審査（一次審査・二次審査）を行います。

※ 一次公募終了後の二次公募実施可否については、当財団ウェブサイトにて掲載します。

※ 公募予算額が上限に達した時点で、公募は終了します。

(3) 応募書類

応募には、以下①から⑩の書類を提出してください。なお、①～④については、jGrants より「資源循環分野の脱炭素化促進事業」を選択の上、当該資料をダウンロードし提出してください。

① 応募申請書（様式 1）※ 公印省略となります。

② 実施計画書（様式 2）

③ 経費内訳（様式 3）

④ 事業概要（様式 4）

⑤ 定款（共同実施の場合、代表事業者の定款）

⑥ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書（発行日より 3 か月以内）

⑦ 企業パンフレット等業務概要がわかる資料

⑧ 経理状況説明書（直近 2 決算期の貸借対照表及び損益計算書）

※ 応募申請時に、法人の設立から 1 会計年度を経過していない場合、申請年度の事業計画及び収支予算を提出すること。また、2 会計年度を経過していない場合には、直近の 1 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。

⑨ 法律に基づく事業者である場合には、法律に基づく事業者であることを証明する行政機関から通知された許可書等の写し

⑩ 環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し

(4) 提出方法

応募予定の事業者は、上記①～⑩を作成の上、公募期間内に補助金申請システム「jGrants」にて当該資料を提出してください。

(5) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に事実と異なる内容を記載した場合には、事業の不採択、採択の取り消し、交付決定の取り消し、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(6) 公募説明会

公募に関する説明会を下記の日程で、オンラインにより開催します。なお、当財団で公募している令和 8 年度我が国循環産業の海外展開事業化促進業務の公募説明会と併せて開催いたします。

● 公募説明会日時：令和 8 年 4 月 20 日（月）15 時～30 分程度

公募説明会の参加希望者は、「[公募説明会参加申し込みフォーム](#)」から受け付けております。申し込み期限は説明会実施日の 12 時までにお問い合わせいたします。

(7) 質問や問い合わせ

本業務申請にあたり質問がある方は、当財団の海外循環ビジネス支援センター資源循環分野の脱炭素化促進事業事務局宛にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒130-0026 東京都墨田区両国 3-25-5 JEI 両国ビル 8F

TEL 03-6659-6860 / FAX 03-5638-7164

E-mail : kaigai-1@jwrf.or.jp

また、当財団ウェブサイトより[応募相談シート](#)を掲載しておりますので、応募相談時にご活用ください。なお、他の申請者に共通となる回答については、申請内容が特定されない範囲で公開することがあります。あらかじめご了承ください。

3. 事業の選定

(1) 審査の流れ

提出された応募書類をもとに、当財団及び環境省による一次審査及び第三者有識者で構成する二次審査を実施します。一次審査（書面審査）を通過した案件について二次審査（ヒアリング審査）を行い、予算の範囲内で補助対象となる事業を選定し、採択事業を確定します。

(2) 審査項目

一次審査及び二次審査においては、以下の項目において審査を行います。審査項目の詳細は別添の評価基準表を参照ください。

- ・ 循環産業活性化への貢献
- ・ 3R・循環経済の推進、廃棄物適正処理、その他環境負荷の低減への貢献
- ・ 国等による国際協力への貢献
- ・ エネルギー起源 CO₂ を含む温室効果ガス排出削減量及び費用対効果
- ・ 事業の実現可能性
- ・ 業務実施の体制
- ・ 政策的優先課題
- ・ カーボンニュートラル実現に向けた取組
- ・ デコ活に関する取組

なお、エネルギー起源 CO₂ を含む温室効果ガス排出削減の費用対効果については、想定している事業全体での実施段階でのエネルギー起源 CO₂ を含む温室効果ガス排出削減費用対効果（円/t-CO₂eq）が一定の水準に満たない（過年度採択実績平均の2倍（78円/t-CO₂eq）を超える）場合は、一次審査において不採択とすることがあります。

※エネルギー起源 CO₂ を含む温室効果ガス排出削減の費用対効果の計算方法は以下のとおり。

- ・ エネルギー起源 CO₂ を含む温室効果ガス排出削減の費用対効果＝補助対象経費の総支出額（円）÷温室効果ガス削減総量
- ・ 温室効果ガス削減総量＝エネルギー起源 CO₂ を含む温室効果ガスの年間排出削減量×事業年数（耐用年数など）

(3) 審査結果の通知

選考結果は、一次審査及び二次審査後、一週間以内にご連絡いたします。採否の理由に関する問合せには応じられませんので、ご了承ください。

また、採択事業については、法人名（共同事業者名を含む。）、国・地域名、プロジェクトの名称、事業概要等を含む、パワーポイントの事業概要資料を日本語・英語それぞれ1枚ずつ作成いただきます。当該資料は当財団ホームページで公表いたしますのであらかじめご了解ください。

4. 補助金の交付

(1) 交付申請

間接補助事業者には補助金の交付申請書を当財団に提出いただきます。申請手続きは、「交付要綱」、「実施要領」、「交付規程」及び「交付申請・経理処理・実績報告の手引き」をご参照ください。

(2) 交付決定

当財団は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- 申請に係る本事業の全体計画が整っており、準備が確実に進んでいること。
- 本事業に要する経費が、採択事業と同程度の規模等を有する類似の事業の標準価格等を参考として算定されていること。
- その他、「1. (4) 事業者の要件」に定める要件を満たしていること。

(3) 事業の開始

間接補助事業者は交付決定を受けた後に、本事業を開始することとなります。間接補助事業者が他の事業者等と委託等契約を締結する場合は、以下の点にご留意ください。

- 契約・発注日は、交付決定日以降であること。
- 本事業の遂行上困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。（競争入札若しくは原則三者以上による競争が確保できることを前提とし、価格が安価である者を選定すること。）
- 当該年度に実施された委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。
- 本事業の全部若しくはその主たる部分の合計額が 50%を超えて、第三者に委託又は請け負わせていないこと。

5. 完了実績の報告・補助金の支払い

(1) 補助金の経理

本事業の経費については、帳簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにする必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、本事業完了日の属する年度の終了後、5年間はいつでも閲覧できるように保管する必要があります。

(2) 状況報告

本事業の遂行又は支出状況について、必要に応じ本事業の進捗説明や報告（進捗確認会議、中間報告会、最終報告会等）を実施いただきます。また、当財団から報告を求められた場合には、これに応じなければなりません。

なお、交付決定時の経費及び工程の変更は、その経緯及び状況に応じて変更交付手続きが必要となる場合があります。変更が生じる場合は、速やかに当財団へ報告をお願いいたします。

(3) エネルギー起源 CO₂ を含む温室効果ガス排出削減量の把握

間接補助事業者は、本事業完了後、事業の実施によるエネルギー起源 CO₂ を含む温室効果ガス削減量の想定値を把握する必要があります。算定に当たっては、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」（環境省 地球環境局）、「循環資源のリサイクル及び低炭素化に関する効果算出ガイドライン Ver1.0」（平成 28 年 3 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）や「ロジスティクス分野における CO₂ 排出量算定方法共同ガイドライン」（経済産業省・国土交通省）などを用いて行ってください。排出係数は実態をふまえて適切なものを選択し、算定根拠資料（具体的なデータの根拠、引用元の資料）を添付してください。

また、交付規程に基づき、完了実績報告時に併せて事業の実施に係るこれらの情報を、当財団の求めに応じて提供する必要があります。

さらに、環境省が実施する「CO₂ 削減効果に関する効果検証等」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他事業の成果を検証するために必要な情報について調査の要請があった場合には、当財団又は環境省からの調査に協力し、情報を提供する必要があります。

- 地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

- 循環資源のリサイクル及び低炭素化に関する効果算出ガイドライン ver1.0

<http://www.env.go.jp/recycle/ecotown/attach/guide.pdf>

(4) 完了実績の報告及び書類審査

間接補助事業者は、本事業完了後 30 日以内又は本事業の完了した日の属する年度の 3 月 10 日（水）のいずれか早い日までに、完了実績報告書を当財団に提出していただきます。

当財団は、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、本事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときには、交付すべき補助金の額を決定し、間接補助事業者に交付額の確定通知をします。なお、自社調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額¹を補助対象経費の実績額とします。

また、成果の普及を図るため、本事業実施中及び本事業終了後に本事業の成果に関する報告、資料作成、発表等を求める場合があります。

(5) 補助金の支払い

間接補助事業者は、当財団から交付額の確定通知を受けた後、精算請求書を提出していただきます。その後、当財団から補助金を支払います。

(6) 取得財産の管理

本事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付目的（交付申請書及び実施計画書に記載された本事業の目的及び内容）に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをいう。）するときは、あらかじめ当財団の承認を受ける必要があります。その際、補助金の返還等が必要になることがあります。なお、取得財産等には、環境省事業により取得したものである旨を明示する必要があります。

(7) 会計検査院による実地検査

補助金の交付を受けた事業に対して、会計検査院による実地検査が行われる場合があります。また、間接補助事業者は、実地検査が行われる旨の連絡があった場合、これに応じる必要があります。

(8) その他

上記のほか、必要な事項は交付要綱、実施要領及び交付規程を参照してください。

¹ 事業の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

○ 事業における留意事項

1. 本事業における基本事項について

本補助金の交付については、当財団が環境省から交付を受けた補助金の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これらの規定が守られない場合には、本事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 本補助金交付までの手続き等における留意事項について

- (1) 採択後の事業に関する手続きは、交付規程に従い実施してください。
- (2) 本事業の全部若しくはその主たる部分の合計額が50%を超えて、第三者に委託、又は請け負わせることはできません。
- (3) 本事業の完了後、環境省が実施する「CO2削減効果に関する効果検証等」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供してください。

別添 1 対象経費の区分等

1 費用	2 細目	3 内 容
人件費		事業従事者の作業時間に対する給料その他手当。事業に係る事業従事者の役割分担が分かる資料を添付すること。
業務費	<p>旅費</p> <p>諸謝金</p> <p>消耗品費</p> <p>印刷製本費</p> <p>通信運搬費</p> <p>借料及び損料</p> <p>会議費</p> <p>試験分析費</p> <p>補助員人件費</p> <p>外注費</p> <p>委託費</p> <p>共同実施費</p>	<p>事業実施のために直接必要な交通移動に係る経費、イベント等相手国関係者の招聘のための交通移動に係る経費。目的、人数、単価、回数及び金額が分かる資料を添付すること。(現地調査やワークショップ開催のために関係者が現地に出張する際に必要となる外国旅費、国内の関係者が業務の調整を行う際の国内旅費、海外の行政当局等の関係者を協議等のため我が国に招聘する際の外国旅費・国内旅費に限る。)</p> <p>会議等に出席した外部専門家に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金。会議等への出席や講演等を依頼したことが分かる証拠書類を添付すること。</p> <p>事業実施に直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具等の購入のために必要な経費。使用目的、品目、単価、数量及び金額が分かる資料を添付すること。ただし、20万円以上の物品計上は不可。</p> <p>事業実施に直接必要な印刷、写真焼付及び図面焼増等に必要経費。単価、金額が分かる資料を添付すること。</p> <p>事業実施に直接必要な郵便料等通信費等。</p> <p>事業実施に必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費。種類、目的、期間及び金額が分かる資料を添付すること。</p> <p>事業実施に必要な会議、ワークショップ等に要する会場借料、機材借料、飲料費等の経費。</p> <p>事業実施に直接必要な調査、分析等に必要経費。事業者が直接実施する場合には、材料費、労務費、労働者保険料等の費用をいい、外注や委託等により実施する場合には、外注費又は委託料費用をいう。</p> <p>事業実施に必要な業務補助等を行う補助員(アルバイト)の賃金等をいい、契約書等、時間単価が分かる資料及び出勤簿やタイムカード等の出勤の事実が分かる書類を添付すること。</p> <p>事業実施のために事業者が直接実施できないもの又は適当でないものについて他の事業者(請負)するために必要経費。 ※ 事業の全部若しくはその主たる部分の合計額が 50%を超えて、第三者に請け負わせることはできません。</p> <p>事業実施のために事業者が直接実施できないもの又は適当でないものについて他の事業者(委託)して実施するために必要経費。 ※ 事業の全部若しくはその主たる部分の合計額が 50%を超えて、第三者に委託することはできません。</p> <p>事業を実施するにあたって代表者ととも業務を分担する機関(共同事業者)が担当する経費。</p>

別添2 資源循環分野の脱炭素化促進事業 評価基準表

評価項目	評価の観点	得点配分
(1) 循環産業活性化への貢献・3R・循環経済の推進、廃棄物の適正処理、その他環境負荷の低減への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国の循環産業の知見やノウハウの活用や、新たな技術・ビジネスモデルとして展開するなど、循環産業の活性化に貢献する事業であるか。 ● 事業は、3R・循環経済の推進、廃棄物の適正処理に貢献しているか。 ● 3R・循環経済の推進、廃棄物の適正処理以外に、環境負荷低減に貢献するなど、社会的なインパクトを与えるか。 	10
(2) エネルギー起源CO ₂ を含む温室効果ガス排出削減量及び費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー起源CO₂を含む温室効果ガス排出削減量1トン当たりの補助金額(円/t-CO₂eq)が小さく、費用対効果が認められるか。 ● 温室効果ガスの排出削減量が適切な方法で算定されているか。 	45
(3) 業務実施の体制及び事業の実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業が現地の制度や社会的状況から見て、調査実施の計画が具体的であり、本業務の事業期間中の達成目標が妥当なものか。 ● 事業実施における収支の見通しから、事業性(採算性)が見込まれ、これに関するリスク、競合状況等の調査は、確かな情報源から可能な限り定量的なデータを基に分析することになっているか。 ● これまで、事業の実現可能性についての検討や現地関係者との合意形成が進んでいるか。(現地関係者との覚書など、合意や連携に関する証書があるか。) ● 事業を実施する法人(事業会社)となることが計画されているとともに、応募者は海外展開を行うための十分な組織体制、経営基盤、技術力等を有する他、調査のために必要な知識やノウハウを有しているか。(外部の協力者が調査の一部を実施する場合には、調査の根幹部分を提案者が実施すること、外部協力者等の役割分担が明確で適切であることが必要) 	35
(4) 国等による国際協力への貢献・政策的優先課題【環境省が評点】	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省の政策的課題に合致した、優先的に採択すべき国を対象とした事業か。 ● JICA・JBIC等の関係機関が行うプロジェクトと連携した事業か。 	5
(5) カーボンニュートラル実現に向けた応募者の取組【環境省が評点】	<ul style="list-style-type: none"> ● 2050年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガスの排出削減目標の設定をしているか。 	3
(6) デコ活に関する応募者の取組①【環境省が評点】	<ul style="list-style-type: none"> ● デコ活応援団への参画があるか。 	1
(7) デコ活に関する応募者の取組②【環境省が評点】	<ul style="list-style-type: none"> ● デコ活宣言の登録を実施しているか。 	1
合計		100
<p>※ 配点5点の場合、秀:5点、優:4点、良:3点、準良:2点、可:1点、不可:0点の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。</p> <p>※※ 想定している事業全体での実施段階でのエネルギー起源CO₂を含む温室効果ガス排出量削減の費用対効果(円/t-CO₂eq)が、過年度採択実績平均の2倍を超える場合(p-8を参照)は一次審査において不採択とすることがあります。</p>		